

令和元年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2.1.14	R2.1.20	水質汚濁防止法に基づく特定施設使用届出書(24環自水届第581号)	35	1															環境局 自然環境部 水環境課	
2	R2.1.10	R2.1.24	東京都公害審査会委員のうち、弁護士に係る源泉徴収票（平成27年分から令和元年分まで）	30	1															環境局 総務部 総務課	
3	R2.1.10	R2.1.24	東京都廃棄物審議会委員のうち、弁護士に係る源泉徴収票（平成27年分から令和元年分まで）	5	1															環境局 資源循環推進部 計画課	
4	R2.1.10	R2.1.24	東京都環境審議会委員のうち、弁護士に係る源泉徴収票（平成27年分から令和元年分まで）	6	1															環境局 総務部 環境政策課	
5	R2.1.8	R2.1.22	平成27年度 試料譲渡願い 地下水有機フッ素化合物濃度一覧（H22～H24、H27～H30）	9	1									1						職員のメールアドレス 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
6	R2.1.21	R2.1.27	水質汚濁防止法に基づく特定施設使用届出書（24環自水届第968号）	7	1															環境局 自然環境部 水環境課	
7	R2.1.16	R2.1.29	1 東京都において、「お知らせ看板」等告知関連の届け申請されながら現地告知看板等が掲出されなかったケース（東京23区内は除く。） 2 1の場合、その申請に係った企業等 以上1～2について、平成25年度以降の全事業とする。  以上全ての”事実”を証明する”証拠”。	0				1												「『お知らせ看板』等告知関連の届け申請されながら現地告知看板等が掲出されなかったケース」は多摩地域内では把握しておらず、それに係る文書は作成し又は取得していないため、存在しない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
8	R2.1.16	R2.1.29	27環多改形第19号及び「お知らせ看板」現地写真 30環多改形第29号及び「お知らせ看板」現地写真 （請求内容3及び4に関する文書）	33	1						1	1								事業者の担当者氏名、個人の印影 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。  事業者の印影 開示することにより偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
9	R2.1.16	R2.1.30	<p>1 東京都において、「お知らせ看板」等告知関連の届け申請されながら現地告知看板等が掲出されなかったケース（東京23区内は除く。）</p> <p>2 1の場合、その申請に係わった企業等</p> <p>3 東京都において、「お知らせ看板」等告知関連の届け申請がされていないにも関わらず、現地告知看板等が掲出されたケース（東京23区内を除く。）</p> <p>4 3の場合、その事業等にかかわった企業等</p> <p>以上1～4について、平成25年度以降の全事業とする。 以上全ての”事実”を証明する”証拠”。</p>	0				1										請求内容に関して、島しょ地域では該当ケースを把握していないため、請求内容に係る文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
10	R2.1.16	R2.1.30	<p>東京都において、31環改化第695号令和元年12月23日非開示決定通知内3・5に関して、</p> <p>1 土壌汚染における住民の健康被害の回避を東京都は情報公開制度における公文書管理についての行政運営上の不備あるいは”不都合な真実”の隠ぺい及び”虚偽説明”ではないことを証明する全ての”証拠”資料等</p>	0				1										請求内容に関する公文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。  ただし、「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」掲示の有無については、過去に開示決定を行った文書（30環改化第864号、31環改化第104号、31環改化第452号、31環改化第694号及び31環改化第695号）により、明らかにしており、お知らせ看板が設置されていないケースが多数あることが確認できます。 なお、「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、措置又は工事の円滑な実施に資するよう、事業者と周辺住民等とのリスクコミュニケーションの推進を目的としているものであり、「人の健康に支障を及ぼすことを防止すること」を直接達成するための規定ではありません。	環境局 環境改善部 化学物質対策課